

# 不法係留船対策における 係留船舶を減らすための手法について

藤澤 彰

三重河川国道事務所 河川占用調整課（〒514-8502 津市広明町297）

勢田川、五十鈴川及び大湊川と重複する宇治山田港には、河川法及び港湾法の占用許可を受けず不法に係留されている船舶（以下「不法係留船」という。）が平成21年時点で約950隻存在したが、係留施設の確保や不法係留船を減らすための対策により、平成31年2月時点で約204隻まで減少している。当研究では、不法係留船を減らすために河川管理者が行ってきた対策について検証を行うものである。主な対策は以下の通り。

- ①係留可能な船舶の条件設定、②アンケート手法による啓蒙、③現地看板の設置
- ④船舶所有者の個別調査

キーワード：4条件、アンケート、現地看板、個別調査

## 1. はじめに

伊勢市内を流れ伊勢湾に注ぐ勢田川は、伊勢神宮が近いことから船を使った参拝手段・船参宮によって、人々が行き交い、古来より舟運や造船業が盛んな地域であった。また、伊勢湾の浅瀬を利用した海苔の養殖や採貝を行う漁船が多数操業していた。故に地域住民にとって舟運は人々の生活に欠かせない重要な存在であった。

だが、現在では道路交通網が整備されたことで舟運が衰退し、漁業従事者も年々減ってきている。そのため、舟運や漁業ではなく、レジャー目的のプレジャーボートが多く係留されるようになった。

## 2. 不法係留船の現状と課題

### (1) 不法係留船の現状

近年、勢田川周辺で数多く係留されているプレジャーボート、そのほとんどが河川法及び港湾法に基づく占用許可を受けずに係留している不法係留船である。その中には、所有者が放置した放置艇も存在している。三重河川国道事務所では平成22年1月から年に数回、定期的に勢田川、五十鈴川及び大湊川と重複する宇治山田港における不法係留船の実態調査を行っている。

また、平成22年と平成27年と平成30年に不法係留船の所有者を対象としたアンケートを実施した。アンケート

結果により、約80%の所有者が、釣りなどのレジャー目的での所有であり、その多くが現在の場所に継続して係留希望であることがわかっている。

調査開始からのデータを見ると、調査開始の平成22年1月時点で951隻あった不法係留船は、約6年でほぼ半分、平成31年2月の調査により約10年で2割にまで減少していることがわかる。これは、近隣の民間マリナを占用許可したこと、既設の今一色漁港区を始めとして係留施設の占用許可を増やしてきたこと、5回に渡る簡易代執行や事故による強制撤去、さらにHP、報道、船舶所有者への文書送付、現地看板の設置などの地道な啓蒙活動が要因となっている。このような、協議会による様々な取り組みにより確実に減少の一途を辿っているが、まだ200隻以上の不法係留船があることから引き続き対策を講じていく必要がある。

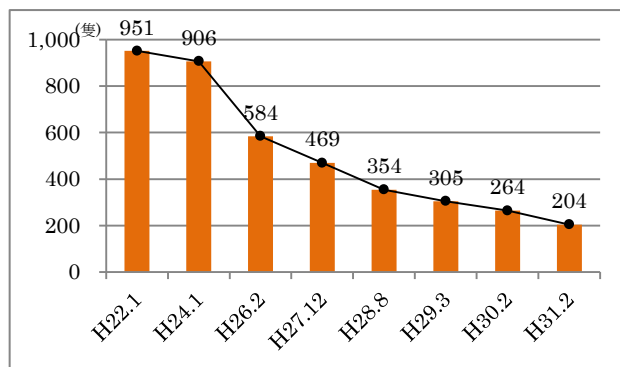


図-1 不法係留船数の推移(三重河川国道事務所による実態調査結果より抜粋)

## (2) 不法係留船の課題

不法係留船は日常の管理が不十分であることが多く、洪水時の流下阻害や船舶が流出した場合の護岸等への損傷、津波や高潮により船舶が護岸等施設を乗り越えた場合の近隣への被害、油漏れによる水質事故、他の水面利用者の自由使用の妨げ、騒音等による周辺住民の生活環境の悪化を招くなど、様々な面で河川管理上及び港湾管理上の問題を引き起こす恐れがある。

また、近隣住民への聞き取り調査によると、不法係留船の所有者による車の違法駐車や騒音、ゴミの不法投棄などで迷惑しているとの声が上がっており、不法係留船問題は近隣地域に環境上、防犯上も多くの不安をもたらしていることがわかった。



図-2 台風通過により護岸へ乗り上げた不法係留船（平成21年10月伊勢市通町にて撮影）



図-3 老朽化した不法係留船沈没による油流出事故（平成22年5月伊勢市田尻町にて撮影）

## 3. 協議会による不法係留船対策の取り組み

### (1) 勢田川等水面利用対策協議会

先述した不法係留船の様々な問題に対応するため、河川管理者が中心となって、港湾管理者、地元市町村、漁

業関係者や、地元住民の代表者で構成する「勢田川等水面利用対策協議会」を平成21年11月に設立した。

約950隻存在する係留船舶を減らすとともに、係留船舶を適正に管理できる管理者の下で船舶を安全に係留することが地元の希望であったことから、協議会では「係留対象船の減」と「係留場所の確保増」を両輪とした対策を推進する方針を決定した。

### (2) 「係留対象船の減」の対策

「係留対象船の減」の対策として、協議会は係留継続するための4条件（①漁船登録、船舶検査、②法律遵守、③船籍港が伊勢市内、④平成23年度4月1日以降の新規を認めない）を設定し、重点的撤去区域を設定、広報、ホームページ、チラシ送付、現地ポスター等で、自主撤去を促してきている。さらに平成23年、27年、30年と計四回のアンケートを取り組み、そのなかで不法係留船の実態や不法状態である事の認識を説明して、電話番号も任意に教えてもらい、連絡が取れるようにして、自主撤去を促してきた。

さらに現地へ協議会の活動をまとめた現地看板を設置し、個別調査に努めてきたところである。特に平成28年、29年の是正指導では87隻もの船舶が自主撤去されている。平成22年からこれまでに5回に渡る所有者不明船を強制撤去する簡易代執行や3回の事故による強制撤去等で引き上げてきた実績も有り、直近では平成30年1月に簡易代執行を実施済みである。



図-4 平成21年の不法係留船実態調査（伊勢市通町にて撮影）



図-5 平成31年の不法係留船実態調査（伊勢市通町にて撮影）



### (3) 「係留場所の確保増」の対策

一方で、アンケート結果からも船舶所有者の多くが引き続きの係留を希望しており、これまでに7箇所の係留施設を確保することで解決してきている。

昨年は船倉地区の占用追加、一色地区の係留施設管理者公募を取り組み、係留施設を2箇所確保してきているところである。



図-6 船倉地区占用開始



図-7 一色町地先船溜まり占用開始

## 4. 自主撤去を促すアプローチ

### (1) アンケート手法による啓蒙・チラシの配布

アンケート調査をこれまでに4回実施しており、船舶所有者の意識を把握することはもちろんのこと、2回目のアンケートでは啓発チラシを作成して4条件、係留が認められる施設、係留施設の管理者公募を船舶所有者に直接知らせることで啓蒙を図っている。その結果、平成31年1月に一色船溜まりへ多数の船舶が移動するなど、一定の効果が見られた。しかし、移動はしても管理者と契約しない所有者が見受けられたので、契約促進のために手紙を送るなどの働きかけを実施中である。

**勢田川等に係留されている船舶の所有者様へ**  
**勢田川等水面利用対策協議会よりお知らせとお願い（重要）**

【勢田川等水面利用対策協議会】  
 国土交通省三重河川国道事務所  
 三重県、伊勢市、鳥羽海上保安部

現在、勢田川、五十鈴川及び大瀬川と重なる宇治山田地区は河川部・港湾部の占用許可を受けないまま係留されている船舶（以下「不係留船舶」）が多数存在し、遊覧や漁業の資源拡大や水質悪化、河川・港湾施設等の被害等が懸念されています。

不係留船舶の多くは勢田川でのタイムドレー  
 台風による勢田川での不係留船舶の増加

近江本大瀬川における船舶航行による航行事故（船舶の乗客）（北上下河川事務所より）

そこで河川管理者である国土交通省、港湾管理者である三重県、地元自治体の伊勢市が中心となって「勢田川等水面利用対策協議会」を平成31年に設立し、不係留船舶の対策を進めています。平成27年3月に開催された第8回協議会では、「5年後には不係留船舶をゼロにする」という目標を掲げ、合法的係留施設の確保と不係留船舶の撤去の2つの対策を進め、平成31年度まで目標に不係留船舶ゼロを達成していきます。

撤回へ続く

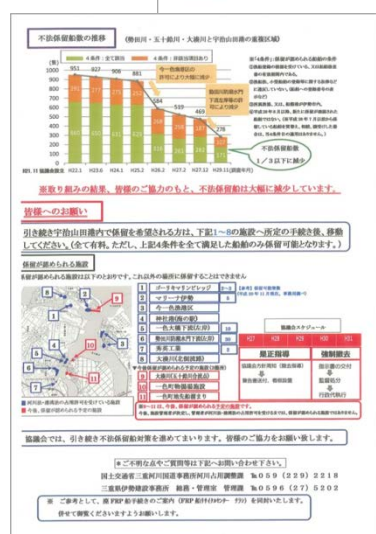


図-8 啓発チラシ



図-9 上：アンケート前（H30.6撮影）、下：アンケート後（H31.2撮影）船舶係留状況の比較（伊勢市通町）

## (2) 現地看板設置・チラシの貼付

平成28年以降、現地にも前述のチラシを貼付し、マスコミ向けの説明会を実施している。これ以降は啓発チラシについてすべて現地へ貼付することで船舶所有者への啓蒙を行ってきた。

また、是正指導の一環として注意書、警告書を現地へ貼付し自主撤去を促してきているところである。



図-10 看板・チラシ

## (3) 個別調査

平成22年からこれまでに、毎年数回の係留船舶実態調査を取り組んで個別調査を実施しているところである。それにより、4条件の設定や、船の移動実態を常に把握しながら対処してきているところである。

平成28年度になって、係留施設がある程度船舶を収容できるほど一定に増えてきたので、ここで、防潮水門下流の占用許可を追加するにあたり、撤去指導を実施して移動を働きかけている。また、台風等により転覆した船を発見した場合に所有者への撤去指導を行ってきた結果、平成28年に58隻、平成29年に35隻もの自主撤去が見られた。さらに平成30年の簡易代執行の準備のときに所有者調査の一環として、看板設置の際に近隣住民への聞き取り調査を実施、船舶に詳しい人物の紹介や、関係者との直接交渉が実現している。

所有者不明の現地船舶を調査するにあたっては、該当船舶の周辺に所有者が判明している船舶もあるので、その所有者の自宅を訪問して不明船の情報をお聞きする調査を実施した。その所為かどうかは不明であるが、所有者不明のままにもかかわらず当該船舶や桟橋が自主撤去される現象も見られた。

## 5. 最後に

以前に比べて本当に船が減った（伊勢市職員、船舶所有者、近隣住民）等の感想も聞き及んでいる。この10年のなかで徐々に不法係留船舶数は減少してきているが、住民目線でいけば、係留施設を設置しただけでは減少傾向はあまり実感されず、係留場所への移動や自主撤去により陸揚げや廃棄がされるほか、宇治山田港以外の遠方への移動をされることで減少傾向として実感されるので

は無いかと思われる。この後、行政代執行を準備していく予定であるが、なるべく自主撤去を進めるよう、船舶の調査把握、注意書、警告書の送付、所有者調査の実施、電話連絡、自宅訪問等の地道な行動を継続していく事が重要である。

勢田川等水面利用対策協議会  
国土交通省三重河川国道事務所  
三河局 伊勢市

勢田川周辺のみなさまへお願い

この桟橋の持ち主を探しています



場所：勢田川左岸1.2km+100m付近 伊勢市田尻町地先

お心当たりのある方は、お手数ですが  
下記連絡先までご連絡ください。

国土交通省 中部地方整備局  
三重河川国道事務所 河川占用調整課  
TEL：059-229-2218

みなさまのご協力をお願い致します。

図-11 問合せ用チラシ

今回の業務を進めるにあたり、やはり、200隻以上の船舶に対処するには対象者が多いため、文書の送付や、看板設置、チラシ等の現地貼付、現地調査や自宅訪問などは担当だけでなく、課内の職員にも分担して、一人に集中しないように、業務の分散を図って対処しているので、チームで対応することで、成果を上げてきていると考えられる。

河川管理上必要な措置を執る前に、船舶所有者の自主撤去を進めるための地道な努力が必要である。

現在、さらに現場調査の頻度を上げた結果、令和元年5月時点での推定船舶数、約164隻（国管理58隻、県管理106隻）となり、このうち国管理の58隻を認められた係留場所への移動、自主撤去、簡易代執行、行政代執行によりゼロを目指す。今後は、国交省と水産庁が策定した推進計画の中での目標である令和4年までに勢田川の県管理と勢田川以外の国管理のプレジャーボートをゼロにすべくどのように引き続き対策を講じていくべきか検証していく事がこれからの課題である。

| 協議会                | 調査・条件                                                                                                                                   | 広報                                                                                                                                                               |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 準備会<br>H21. 3. 24  | 係留船舶実態調査<br>占用許可船舶と占用外船舶の区分分け<br>船舶登録番号照会、所有者、船舶検査切れの有無確認                                                                               | 看板設置                                                                                                                                                             |
| 第一回<br>H21. 11. 18 |                                                                                                                                         | 注意文、警告文の貼付等<br>HPに協議会のページを設置<br>注意看板12箇所                                                                                                                         |
| 第二回<br>H22. 3. 19  | 係留船舶実態調査<br>船舶登録番号紹介<br>所有者判明788隻<br>所有者不明163隻<br>全体で951隻                                                                               | HPに協議会の対策紹介「広報いせ」掲載<br>H22. 1. 29簡易代執行<br>船2隻、栈橋3基など6件<br>看板設置、所有者不明船舶に対する公告<br>新聞報道3社、伊勢ケーブルテレビで放映<br>看板設置（船舶等係留禁止）<br>重点的撤去区域、治水上の課題を有する区域や水質事故発生区域の所有者不明船を対策。 |
| 第三回<br>H22. 7. 27  | 3条件設定<br>①漁船登録、船舶検査<br>②法律遵守<br>③船籍港が伊勢市内                                                                                               | 新聞報道、第二回協議会開催、HP<br>現地看板貼付、（重点的撤去区域）<br>伊勢市HP、広報いせ                                                                                                               |
| 第四回<br>H23. 2. 17  |                                                                                                                                         | 新聞報道、第三回協議会開催<br>新聞報道、強制的な撤去措置<br>HP                                                                                                                             |
| 第五回<br>H23. 7. 27  | 係留船舶実態調査<br>全体で927隻                                                                                                                     | 新聞報道、第四回協議会開催、HP<br>現地看板貼付、（重点的撤去区域拡大）<br>伊勢市HP、広報いせ                                                                                                             |
| 第六回<br>H24. 2. 17  | 係留船舶実態調査<br>全体で906隻<br>H22からH23強制撤去10隻<br>H23占用手続き19隻<br>H23強制撤去3隻<br>4条件設定<br>①漁船登録、船舶検査<br>②法律遵守<br>③船籍港が伊勢市内<br>※平成23年4月1日以降の新規を認めない | 新聞報道、第五回協議会開催・HP<br><br>重点的撤去区域拡大報道<br>伊勢ケーブルテレビ                                                                                                                 |

| 協議会                 | 調査・条件                                                                                                                | 広報                                                                                                                                  |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第七回<br>H25. 10. 17  | 係留船舶実態調査<br>全体で858隻                                                                                                  | 新聞報道、第六回協議会開催、HP                                                                                                                    |
| 第八回<br>H27. 2. 26   | 係留船舶実態調査<br>全体で597隻<br>今一色漁港区214隻<br>占用のため<br>50隻程度の自然減有り。原因不明                                                       | 新聞報道なし、HP、第七回協議会開催<br>5年でゼロの計画提案                                                                                                    |
| 第九回<br>H27. 7. 31   | 係留船舶実態調査<br>全体で511隻                                                                                                  | 新聞報道、第八回協議会開催<br>HP<br>啓発チラシ提案                                                                                                      |
| 第十回<br>H28. 2. 23   | 係留船舶実態調査<br>全体で469隻                                                                                                  | 啓発チラシの郵送・現地貼付<br>H27. 9. 30<br>4条件、係留が認められる施設、係留施設の管理者公募<br>船舶所有者へ直接郵送実施<br>マスコミ向けの説明イベント実施<br>H27. 10. 6<br>新聞報道、テレビ報道、HP、第九回協議会開催 |
| 第十一回<br>H28. 11. 21 | 係留船舶実態調査<br>全体で354隻<br>占用施設設置による減<br>自然減も有り。原因不明<br>4条件見直し<br>①漁船登録、船舶検査<br>②法律遵守<br>③船籍港が伊勢市内<br>※平成28年8月以降の新規を認めない | 新聞報道、第十回協議会開催、公募による管理開始、HP                                                                                                          |
| 第十二回<br>H30. 2. 23  | 係留船舶実態調査<br>全体で267隻                                                                                                  | 啓発チラシの郵送・現地貼付<br>H29. 12 HP                                                                                                         |
| 第十三回<br>H31. 2. 21  | 係留船舶実態調査<br>全体で204隻<br>国管理区間98隻、<br>県管理区間106隻                                                                        | アンケートの前段に条件、5ヶ年計画、強制撤去の情報、HP<br>是正指導看板等設置、警告看板設置<br>所有者調査実施<br>チラシ作成配布<br>看板設置の近所聞き込み<br>周辺船舶所有者への聞き取り調査                            |

図-12 協議会で報告された対策（調査・条件・広報）

| 協議会                 | 強制撤去                                                                                                        |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 準備会<br>H21. 3. 24   | 簡易代執行・行政代執行<br>沈没船の現状                                                                                       |
| 第二回<br>H22. 3. 19   | H22. 1. 29簡易代執行<br>船 2 隻、栈橋 3 基など 6 件                                                                       |
| 第三回<br>H22. 7. 27   | 重点的撤去区域の設定<br>H22. 5. 28強制的な撤去措置<br>水質事故による                                                                 |
| 第四回<br>H23. 2. 17   | 強制的な撤去措置<br>港湾管理者<br>H23. 1. 20 1 隻<br>H22. 12. 27 2 隻<br>河川管理者H22. 12. 27 3 隻<br>H22. 1 2 隻<br>H22. 5 2 隻  |
| 第六回<br>H24. 2. 17   | h23. 8強制撤去3隻                                                                                                |
| 第七回<br>H25. 10. 17  | h25. 9. 19油漏れ事故による撤去<br>鳥羽海上保安部指導                                                                           |
| 第十一回<br>H28. 11. 21 | 防潮水門下流の占用許可にあたり撤去指導を実施<br>また、転覆船の発見による所有者への撤去指導により 5 8<br>2 隻が自主撤去された<br>壊れた栈橋に注意文・警告文を貼付後、所有者不明のため<br>強制撤去 |
| 第十二回<br>H30. 2. 23  | 撤去指導、転覆船の調査等<br>3 5 隻が自主撤去<br>所有者不明船の撤去実施                                                                   |
| 第十三回<br>H31. 2. 21  | 簡易代執行H31. 1. 18<br>船舶 2 隻、栈橋 1 基                                                                            |

図-13 協議会で報告された対策（強制撤去）

| 協議会                | アンケート                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第四回<br>H23. 2. 17  | アンケート調査実施H22. 10<br>使用目的、船舶検査の有無、今後の予定、交通手段<br>駐車状況、<br>アンケート送付 5 8 1 通、回答 4 0 5 通（回答率70%）<br>レジャー利用が 8 割近く、船舶検査は 9 割あり<br>今後も所有が 7 割、車で移動が 6 割、徒歩が 2 割、自転車<br>1 割<br>駐車場利用 5 割、路上駐車 2 割、その他 3 割<br>このときは自主撤去を促すような記載は無かった。<br>純粋なアンケート<br>その他主な意見<br>強制撤去反対、現状の容認希望、違法係留、放置船の取締<br>強化希望<br>全員が同じ条件で撤去すべき<br>地元以外の船舶排除<br>安価なマリーナの設置（管理費1～2万円／年）<br>航路、係留場所の浚渫<br>係留場所を作って欲しい<br>漁船だけ優遇せず海上レジャーの発展を促す方向希望 |
| 第十回<br>H28. 2. 23  | アンケート調査実施H27. 9. 30<br>使用目的、船舶検査の有無、今後の予定、電話番号の調査<br>アンケート送付 4 0 2 通、回答 3 3 9 通（回答率 8 4 %）<br>レジャー利用が 8 割近く、多くが 1 0 年以上係留<br>週一利用が 4 割、月一利用 2 割、年数回 1 割<br>4 条件クリアして係留希望 6 割、保管料 1 万未満 5 割、 3<br>万未満 3 割希望<br>このときは 5 年で解決、4 条件、係留施設、管理者公募に<br>ついて記載                                                                                                                                                      |
| 第十三回<br>H31. 2. 21 | アンケート調査実施H30. 5 第一回、H30. 12 第二回<br>使用目的、船舶検査の有無、今後の予定、電話番号の調査<br>アンケート送付 2 1 0 通、回答 1 4 8 通（回答率70%）<br>レジャー利用が 8 割近く、多くが 1 0 年以上係留、ただし<br>総数は激減、係留希望 8 割<br>第二回に係留先を具体的に設問に取り入れた。<br>アンケート送付 8 7 通、回答 3 5 通（回答率 6 0 %）<br>この後、自主撤去により一色船溜まりへの移動が増加<br>防潮水門上流の係留船舶が目に見えて減少する                                                                                                                               |

図-14 協議会で報告された対策（アンケート）